

定期巡回、小規模多機能などについて議論～厚労省・介護給付費分科会

厚生労働省は先ごろ、社会保障審議会介護給付費分科会を開き、定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護などのサービスについて、見直しの方向性が議論されました。

定期巡回・随時対応サービス

定期巡回・随時対応サービスは、196保険者434事業所が指定を受け、6792人がサービスを利用しています（14年3月末時点）。地域包括ケアの目玉サービスとして、前回の報酬改定で導入されましたが、当初の計画値からは伸び悩んでいる状況です。

厚労省がその要因として捉えているのが、訪問看護との連携で、示された資料では、地域展開する連携型事業所の57%が、参入後の障壁として、「連携先となる訪問看護事業所の確保」を挙げていることなどを示しました。

具体的な理由としては、「指示書に基づく訪問に関して、包括報酬の理解を得ることが難しい」（64.7%）、「定期的なアセスメントの実施について、委託料の設定が難しかった」（41.2%）などが挙げられています。委託料の設定では、地域展開する事業所の場合、平均5610円であることなども示されました。

こうした状況を踏まえ、掲げられた論点では、訪問看護事業所との連携、看護職員の配置、看護師によるアセスメントなどについて、見直しを検討する方向が示されました。具体的には常勤換算で2.5人以上を必要とする看護師の配置要件の緩和などが焦点になりそうです。

この他の論点では、▽集合住宅とそれ以外の利用者に対する報酬の在り方▽通所サービス利用時の報酬算定（減算）の見直し▽オペレーターの配置要件の見直し▽訪問介護の20分未満の身体介護の報酬区分のあり方——などが示されました。

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能については、「訪問」機能の強化や事業開始時支援加算の継続などが検討される方向です。

厚労省の調査では、小規模多機能の1事業所あたりの平均利用者数は18.4人。1日当たりの訪問回数は、「1～2回」が最も多く、「4回未満」が約半数を占めています。

今後、在宅において重度の要介護者や認知症高齢者が増加していくことが予想される中で、従来の「通い」中心から、「訪問」機能を強化していく方策が検討されます。

具体的には、25人の登録定員を弾力的に見直し、それに合わせて、人員配置基準の見直しなども検討される方向です。

さらに、開設3年目以降は平均利用者数が19人と安定するのに対し、開設初年度は12.6人と、厳しい状況に留まっているデータを示し、来年3月31日までの時限措置となっている事業開始時支援加算について、継続するかどうかを検討する考えも示されました。

また、大きな論点として、小規模多機能の利用を促進する観点から、外部のケアマネジャーが、小規模多機能のケアマネジメントに関わる形なども検討される方向です。

このほか、▽看取り体制の強化▽地域展開を行うための人員基準の見直し▽他事業所との連携による看護職員の有効活用——などが論点として示されています。